

サラリーマンの確定申告

税務課・岐阜南税務署

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので、改めて確定申告する必要はありませんが、次のように確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方	確定申告をすると所得税が還付される方
①平成20年分の給与の収入金額が、2,000万円を超える方 ②給与所得や退職所得以外の所得金額（不動産の貸付、満期保険金の受け取りなど）の合計額が20万円を超える方 ③給与を2カ所以上からもらっている方	①マイホームを住宅ローンなどで取得した方 ②病気や出産などで医療費が多くかかった方 ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方 ④年の途中で退職し、平成20年中に年末調整をされなかった方

【申告にあたっての注意】

- ・勤務先から交付された源泉徴収票や控除の種類に応じて領収書や証明書などが必要です。
- ・還付金の受け取りは、ご本人名義預金口座への振込みになります。

【問合先】役場税務課 ☎388-1112
岐阜南税務署 ☎271-7111

ネットでもどこでも申告
e-Tax

国税庁ホームページをご覧ください

www.nta.go.jp

住民税の住宅借入金等特別控除は申告が必要です

税務課

税源移譲によって所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）額が減ってしまう場合には、その分を翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

対象者は、平成11年から18年までに入居された方で、税源移譲により所得税が減少することで、住宅ローン控除が減ってしまう方です。

住民税の住宅ローン控除を受ける場合には、確定申告期間中に「市町村民税・都道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署または役場税務課に提出してください。

所得税の確定申告書を提出される方	所得税の確定申告書を提出されない方
所得税の確定申告書とともに税務署へ提出	源泉徴収票を添付して役場税務課へ提出

【問合先】役場税務課 ☎388-1112

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも 障害者控除の対象になる場合があります

福祉健康課

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも65歳以上で障害者に準ずる者として町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられた方は、税の申告や年末調整時に所得税や住民税の「障害者控除」の対象となります。必要な方は福祉健康課で認定書交付の申請をしてください。

▶ 障害者に準ずる者として町が認定する方

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とする障害を有すると確認できる方

▶ 「障害者控除」の申告が必要な方

所得税・住民税を納めている次の方

- ①町から「障害者控除対象認定書」の交付を受けた65歳以上の方
- ②同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

【問合先】福祉健康課